

私立大学図書館協会西地区部会研究会細則

- 第1条 この細則は、私立大学図書館協会会則第28条第1項第3号に定める地区部会研究会（以下「部会研究会」という）の運用に関する事項を同会則第33条第2項に基づいて定め、もって部会研究会の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 第2条 部会研究会は、同会則第33条第1項に定める目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 研究会の開催
 - (2) 機関誌の発行（ただし、機関誌は各事業の状況および研究成果を発表するものであるが、当分の間『協会会報』をこれにあてる）
 - (3) その他部会研究会の目的達成に必要な事項
- 第3条 前条の事業を円滑に行うため、部会研究会に「西地区部会研究会運営委員会」（以下「運営委員会」という）を置くことができる。
- 2 運営委員会については、別に定める。（私立大学図書館協会西地区部会研究会運営委員会内規）
- 第4条 部会研究会の経費は、部会交付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第5条 その細則の改廃については、西地区部会総会の承認を得るものとする。

附 則

この細則は、平成8年6月14日から施行する。

この細則は、2014年8月28日に改訂し、同日施行する。